

東京弁護士会・UIA (Union Internationale des Avocats) 共催セミナーを終えて

国際委員会委員 広瀬 元康 (58期)

1 はじめに

去る2016年5月30日(月)に、国際法曹団体であるUIA(世界弁護士連合会、原語では«Union Internationale des Avocats»)と東京弁護士会の共催により、弁護士会館2階講堂クレオにて「欧州のビジネス取引法制の最新事情」をテーマとするセミナーが行われた。UIAが日本でイベントを行うのは今回が3回目である。一昨年、昨年の同時期にそれぞれ「海外腐敗行為防止法の国際比較と課題」、「危機的状況下の企業の防衛」をテーマに開かれた東弁・UIA共催セミナーが国内外より高い評価を得たため、本年も第3回のセミナーを行う運びになったものである。

今年もUIAからの外国人参加者があり、遠くアフリカのアルジェリアからの来訪者もあった。当日の朝は生憎の雨模様であったものの、午前10時から午後5時までの昼食休憩を挟んだ終日セミナーには66名、それに続いて日比谷公園内の松本楼で行われた立食パーティには36名がそれぞれ参加し、盛況となった。

本セミナーの講師を務めたのは、UIAに所属し、上記分野に造詣の深い外国人スピーカーのほか、関連分野で豊富な実務経験を積んだ当会会員らであった。

2 本セミナー当日

昨年と同様に、セミナー開始に先立ち、UIA外国人スピーカーら8名が東京弁護士会理事者を表敬訪問した。UIAからは、Ignacio Corbera Dale 弁護士(英国)を中心として、3年連続でUIAが日本にて東京弁護士会と共催イベントを開催するに至ったことに対する謝辞を述べる等し、しばらく歓談した。

本セミナーでは、Ignacio Corbera Dale 弁護士と当会の佐々木広行副会長がそれぞれ開会の辞を述べた。これに引き続き、各パネルについてUIAの外国人スピーカー2名と東京



弁護士会に所属するコメンテーター1名が、それぞれ後述する一定のテーマについて、各自の法域、視点から発表を行った。

いずれのパネルにおいても、欧州の異なる国・地域を拠点に渉外業務を行う弁護士らが、自らの長年にわたる実務経験や日頃の問題意識を踏まえて、多様な切り口から具体例を交えながら解説した。また、これに対し、当会会員である日本の弁護士が、日本法や日本企業の視点からコメントを行った。

欧州は、日本企業にとって米国、アジアと並んで巨大な商圏であり、各業界で多数の欧州企業が日本で事業を行っているのも疑いようのない事実である。そのため、日本・欧州間での契約や取引は日常的に行われているものの、日本企業の視点からは、法制度が一般的に成熟している欧州の企業を相手方とする取引は、新興国での事業に比べれば幾許かの安心感があることも否めない。しかしながら、欧州では、契約法、競争法、消費者保護法等の分野において、市場経済秩序や相対的弱者の権利を保護する強行法規や判例等が日本にもまして多数存在するのに加え、EU全体の統一規則と各国の国内法に基づくルールが交錯するという複雑な問題を抱えている。そうだとすれば、日本企業はこれらの点を十分に理解した上で契約等を締結しなければ、契約に記載したとおりの内容が実現できないのみでなく、当局から公法上の制裁を受ける等の思わぬ不利益を受けることもある。また、

EUを構成する各国はそれぞれ独特の国内法体系を有しており、公用語がそれぞれ異なることも、日本企業からすれば同じ「欧州」の括りの中でも各国間で認識に齟齬が生じやすい一因となっている。

各パネルに続いて、スピーカーのみでなく、フロアの参加者も交えて活発な質疑応答、議論が行われた。

3 本セミナーの各パネルについて

●第1パネル（欧州取引における重要な論点）

スピーカー：Nicole VAN CROMBRUGGHE 弁護士 (UIA, LVP Law 法律事務所 (ベルギー))

Stephen SIDKIN 弁護士 (UIA, Fox Williams LLP 法律事務所 (英国))

コメンテーター：樋口 一磨 会員 (弁護士法人 樋口国際法律事務所)

●第2パネル（選択的流通）

スピーカー：Stephen SIDKIN 弁護士 (UIA, Fox Williams LLP 法律事務所 (英国))

Horst BECKER 弁護士 (UIA, ARIATHES Rechtsanwalte 法律事務所 (ドイツ))

コメンテーター：中町 昭人 会員 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

●第3パネル（契約の終了）

スピーカー：Nathalie SINAVONG 弁護士 (UIA, Shubert Collin Associates 法律事務所 (フランス))

David PINET 弁護士 (UIA, Lebray & Associates 法律事務所 (フランス))

コメンテーター：広瀬 元康 会員 (弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所)

●第4パネル（オンライン取引）

スピーカー：Christoph OERTEL 弁護士 (UIA, Brödermann Jahn Rechtsanwalts-gesellschaft mbH 法律事務所 (ドイツ))

Enrica SENINI 弁護士 (UIA, Studio Legale Senini 法律事務所 (イタリア))

コメンテーター：早川 吉尚 会員 (弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所)

4 懇親会

セミナーの後は例年どおり松本楼で懇親会が行われ、UIA 外国人スピーカーやその他のセミナー来訪者のほか、多数の日本人弁護士が参加した。UIA 参加者の方々はほとんどが懇親会にもご参加くださり、国内外の弁護士が抱える国際法務の課題や、将来における日本の法曹界の国際交流のあり方等について、日本の弁護士らとUIAの方々ざっくばらんに歓談する機会が得られた。ここでは、セミナーで講師を務めてくださったUIA 外国人スピーカーらに加え、日弁連の小田修司副会長のほか、UIAの日本人シニアメンバーの方々等にも各々ご挨拶をいただいた。

5 UIAとの交流について

今後とも、IBAと並ぶ国際法曹団体であるUIAが日本で活動を広げて知名度を増し、日本でもより多くの弁護士が積極的にUIAに参加することを願ってやまない。当会では2014年から毎年UIAと共催セミナーを行っており、今年は3回目を迎えることができた。我が国最大の弁護士会である当会は2015年よりUIAの法人会員となっており、このようなイベントを通じた交流が日本の法曹界とUIAの繋がりを強化する契機となれば幸いである。

また、UIAでは毎年秋に世界各地で年次大会を行っており、今年は10月28日(金)から11月1日(火)にかけて、ハンガリーのブダペストにて第60回年次大会が開催される。同大会では、例年どおり、東京弁護士会からも複数の会員がスピーカーとして登壇する予定である。

さらに、来年2月下旬から3月上旬には、北海道のニセコにて、UIAの第12回Winter Seminarが開催される予定である。これもUIAの年次イベントであって、一週間にわたり、コーポレートと紛争処理の二大テーマについて各国の弁護士が発表を行いつつ、スキーその他のアウトドアスポーツを通じた交流を行うというユニークな構成になっている。例年は欧州や北米等の雪山で行われることが多かったが(今年は、世界的なリゾートであるフランスのシャモニーにて行われた)、アジア圏でWinter Seminarを行うのはこれが初めてであり、日本におけるUIAのプレゼンスが徐々に拡大していることを示唆しているようにも思われる。